

平成20年6月
勝浦市議会定例会会議録（第1号）

平成20年6月9日

○出席議員 18人

1番 土屋 元 君	2番 忍 足 邦 昭 君	3番 根 本 讓 君
4番 岩 瀬 洋 男 君	5番 中 村 一 夫 君	6番 刈 込 欣 一 君
7番 岩 瀬 義 信 君	8番 寺 尾 重 雄 君	9番 渡 辺 玄 正 君
10番 児 安 利 之 君	11番 高 橋 秀 男 君	12番 板 橋 甫 君
13番 丸 昭 君	14番 八 代 一 雄 君	15番 水 野 正 美 君
16番 伊 丹 富 夫 君	17番 黒 川 民 雄 君	18番 末 吉 定 夫 君

○欠席議員 なし

○地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名

市 長 藤 平 輝 夫 君	副 市 長 杉 本 栄 君
教 育 長 松 本 昭 男 君	総 務 課 長 西 川 幸 男 君
企 画 課 長 滝 本 幸 三 君	財 政 課 長 関 重 夫 君
税 務 課 長 藤 平 光 雄 君	市 民 課 長 関 利 幸 君
介 護 健 康 課 長 乾 康 信 君	環 境 防 災 課 長 酒 井 明 君
清 掃 セ ン タ ー 所 長 黒 川 義 治 君	都 市 建 設 課 長 守 沢 孝 彦 君
農 林 水 産 課 長 藤 江 信 義 君	観 光 商 工 課 長 鈴 木 克 己 君
福 祉 課 長 田 原 彰 君	水 道 課 長 岩 瀬 章 君
会 計 課 長 岩 瀬 武 君	教 育 課 長 渡 辺 宗 七 君
社 会 教 育 課 長 渡 辺 恵 一 君	

○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事 務 局 長 関 修 君	議 事 係 長 玉 田 忠 一 君
---------------	-------------------

議 事 日 程

議事日程第1号

- 第1 諸般の報告
- 第2 市長の行政報告
- 第3 会期の決定
- 第4 会議録署名議員の指名
- 第5 議案上程・説明

- 議案第41号 勝浦市監査委員条例の一部を改正する条例の制定について
議案第42号 勝浦市税条例の一部を改正する条例の制定について
議案第43号 勝浦市手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
議案第44号 勝浦市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
議案第45号 勝浦市国民健康保険直営診療施設設置条例の一部を改正する条例の制定について
議案第46号 平成20年度勝浦市一般会計補正予算
議案第47号 平成20年度勝浦市国民健康保険特別会計補正予算
議案第48号 平成20年度勝浦市老人保健特別会計補正予算

第6 休会の件

開 会

平成20年6月9日（月） 午前10時00分開会

○議長（水野正美君） ただいま出席議員は18人で定足数に達しておりますので、議会はここに成立いたしました。これより平成20年6月勝浦市議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の日程は、あらかじめお手元へ配布したとおりでありますので、それによってご承知を願います。

諸 般 の 報 告

○議長（水野正美君） 日程第1、諸般の報告であります。

事務局長に報告させます。関事務局長。

〔事務局長 関 修君登壇〕

○事務局長（関 修君） 命によりまして、諸般の報告を申し上げます。

今期定例会における理事者側の出席通知、平成20年3月定例会以降の議会側の動静、さらに監査委員からの例月出納検査及び定期監査の結果報告につきましては、お手元に印刷物をお配りしてございますので、それによってご承知をいただきたいと存じます。

それでは、最初に、系統市議会議長会関係について申し上げます。

初めに、千葉県南12市議会議長会関係について申し上げます。

去る5月22日、袖ヶ浦市において、千葉県南12市議会議長会総会が開催され、副議長が出席いたしました。会議の概要を申し上げますと、会長の富津市議長及び開催市の袖ヶ浦市議長、並びに袖ヶ浦市長のあいさつに続いて、前回の総会以降、新しく就任されました正副議長の紹介が行われました。

次に、会議に入り、会務報告を承認した後、平成19年度歳入歳出決算、平成20年度事業計画及び

平成20年度歳入歳出予算を審議し、いずれも原案のとおり承認、可決されました。

次に、役員の変更が行われ、会長に袖ヶ浦市、副会長にいすみ市、理事に南房総市のほか7市、監事に君津市及び富津市の各議長が選任されました。

次に、千葉県市議会議長会関係について申し上げます。

去る4月16日、千葉市において第167回千葉県市議会議長会定例総会が開催され、議長が出席いたしました。会議に先立ち、会長の八千代市議長及び開催市の習志野市議長、並びに習志野市長のあいさつに続いて、来賓として出席された堂本千葉県知事から祝辞が述べられ、次に去る1月31日に千葉市で開催された千葉県市議会議長会議長研修会以降、新しく議長に就任された議長の紹介が行われました。

その後、会務報告に続いて、平成19年度歳入歳出決算、平成20年度歳入歳出予算、並びに各市提出議案1件が審議され、いずれも原案のとおり承認、可決されました。

次に、役員の変更が行われ、会長に我孫子市、副会長に浦安市、理事に船橋市、富里市、袖ヶ浦市及び松戸市、監事に成田市並びに君津市の各議長が選任されました。

次に、関東市議会議長会について申し上げます。去る4月24日、埼玉県川越市において、第74回関東市議会議長会定期総会が開催され、議長が出席いたしました。総会は、会長の川越市議長及び開催市の川越市長のあいさつに続いて、上田埼玉県知事並びに埼玉県議会議長等の来賓祝辞が行われました。

次に、会議に入り、会務報告等を承認した後、各委員会の諸報告がなされ、続いて議案審議が行われ、平成19年度歳入歳出決算及び平成20年度歳入歳出予算のほか、各都県提出議案4件が審議され、いずれも原案のとおり承認、可決されました。

次に、役員改選及び相談役の委嘱が行われ、会長に宇都宮市、副会長に羽村市のほか2市、支部長に8市、理事に34市、監事に秦野市及び沼田市、相談役に横浜市のほか7市の各議長が選任されました。

千葉県関係を申し上げますと、支部長に我孫子市、理事に船橋市、松戸市、浦安市、袖ヶ浦市、富里市、また相談役に千葉市及び八千代市の各議長が選任、委嘱されました。

次に、全国市議会議長会について申し上げます。

去る5月28日、東京都の日比谷公会堂において第84回全国市議会議長会定期総会が開催され、議長が出席いたしました。定期総会は、会長のあいさつに続いて、内閣官房副長官、衆議院議長、参議院議長及び総務大臣から来賓の祝辞があり、続いて新市として鹿児島県南九州市、山口県美祢市、新潟県村上市の3市が紹介され、次に永年在職議員の表彰が行われました。

その後、会議に入り、会務報告を承認した後、部会提出議案23件及び会長提出議案3件を審議し、いずれも原案のとおり可決されました。

次に、部会長、理事、評議員、各委員会委員の選任及び相談役の委嘱が行われ、千葉県関係では、理事に我孫子市、評議員に船橋市、松戸市、浦安市、袖ヶ浦市、富里市が、また、地方行政委員に銚子市、社会文教委員にいすみ市、産業経済委員に野田市、建設運輸委員に市原市、地方分権改革・道州制調査特別委員に八千代市、相談役に政令指定都市の千葉市の各議長がそれぞれ選任、委嘱されました。

以上で系統市議会議長会関係を終わります。

次に、今期定例会の運営について申し上げます。

去る6月4日、議会運営委員会を開いていただき、ご協議をお願いいたしましたので、その際の答申内容について申し上げます。

今期定例会の会期は、6月9日から6月20日までの12日間とするものであります。日程につきましては、あらかじめお手元へ会期日程表をお配りしてございますが、本日はこの後、市長の行政報告、会期の決定、会議録署名議員の指名と順次お願いし、続いて議案第41号から議案第48号までを逐次上程し、市長から提案理由の説明を受け、さらに議案第46号の一般会計補正予算及び議案第47号の国民健康保険特別会計補正予算につきましては、それぞれ担当課長から補足説明を受け、散会する。

第2日目の6月10日は、議案調査等のため休会とし、第3日目の6月11日は、定刻午前10時に開会し、一般質問をお願いする。

なお、通告のありました議員は2名であります。

第4日目の6月12日は、議事の都合により休会とし、第5日目の6月13日は、定刻午前10時に開会し、議案第41号から議案第48号までを逐次上程し、質疑を行い、その後、請願1件、陳情5件とともに、それぞれ所管の常任委員会へ付託し、散会する。

第6日目の6月14日から第11日目の6月19日までの6日間は、委員会審査等のため休会していただき、この間、6月16日に総務常任委員会を、6月17日に教育民生常任委員会を、それぞれ午前10時から開いていただき、付託事件の審査をお願いする。

最終日の6月20日は、午後1時から本会議を開いていただき、逐次、議案、請願、陳情を上程し、各常任委員長から報告をいただき、質疑、討論を経て、採決をお願いする。

なお、請願、陳情が採択された場合には、発議案として意見書の提出が考えられますので、その場合にはそれを上程し、発議者から提案理由の説明を受け、質疑、討論を経て採決をお願いする。

続いて、繰越明許費繰越計算書について市長から報告を受け、今期定例会を閉会する。

以上のような答申がなされましたので、これに基づきまして今期定例会が運営されるものと存じます。

以上を申し上げまして、諸般の報告を終わります。

市長の行政報告

○議長（水野正美君） 日程第2、市長の行政報告であります。

市長の報告を求めます。藤平市長。

〔市長 藤平輝夫君登壇〕

○市長（藤平輝夫君） 本日、平成20年6月勝浦市議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には何かとお忙しい中をご参集いただき、厚く御礼を申し上げます。

それでは、ただいまから行政報告を申し上げます。

初めに、放課後児童健全育成事業として取り組みましたうへの放課後ルームの開設であります。平成13年度にかつうら放課後ルームを、平成17年度におきつ放課後ルーム、平成19年度にふさの放課後ルームをそれぞれ開設し、本年4月16日にはうへの放課後ルームを開設いたしました。本年4

月現在の利用状況は、全体で82名の児童が利用しております。

次に、一時保育事業の実施であります。これは保護者の傷病、事故、冠婚葬祭、就労等の一時的な事由により、保育に欠ける児童に対し、保育所において行う一時的な保育であります。本年6月1日から事業を開始し、実施場所は生後4カ月の乳児から受け入れが可能な上野保育所といたしました。

両事業は、ともに平成17年度から平成21年度までの勝浦市次世代育成支援行動計画に盛り込まれた子育て支援プランであります。

次に、第65回国民体育大会のゆめ半島千葉国体開催に伴い、勝浦市で馬術競技の開催希望調書を実行委員会に提出した旨のことは、平成19年12月議会におきまして行政報告いたしました。このたび、平成22年10月に開催される第65回国民体育大会並びに第10回全国障害者スポーツ大会の馬術競技の会場地として勝浦市が決定されましたことをご報告いたします。

次に、第8回勝浦港カツオまつりの開催結果について申し上げます。

去る6月7日、勝浦漁業協同組合、新勝浦市漁業協同組合、勝浦市鮮魚商組合及び勝浦市を構成団体とするカツオまつり実行委員会の主催により、また、千葉県、勝浦市観光協会及び勝浦市商工会の後援と、市内各種団体及びボランティアのご協力のもと、市制施行50周年を記念し、第8回勝浦港カツオまつりを開催いたしましたところ、天候にも恵まれ、約3万9,000人の来場がありました。当日は、千葉県知事の代理として加藤農林水産部長、さらには猿田商工労働部長を初めとする県幹部や来賓各位の臨席のもと、盛会のうちに閉会することができました。

また、テレビ、新聞等により広く報道され、勝浦のカツオとして定着しているブランドイメージの向上、また、市そのもののイメージアップ、さらには多くの来場者によるまちのにぎわいが図られたものと考えます。改めて、ご協力いただきました関係団体及びボランティアなど、関係者の皆様に心より御礼申し上げます。

以上で行政報告を終わります。

会 期 の 決 定

○議長（水野正美君） 日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から6月20日までの12日間としたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水野正美君） ご異議なしと認めます。よって、会期は12日間と決しました。

会 議 録 署 名 議 員 の 指 名

○議長（水野正美君） 日程第4、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において、八代一雄議員及び渡辺玄正議員を指名いたします。

議案上程・説明

○議長（水野正美君） 市長より議案の送付がありましたので、職員に朗読させます。玉田係長。

〔職員朗読〕

○議長（水野正美君） ただいま朗読いたしました議案は、お手元へ配布したとおりであります。

それでは、日程第5、市長提出議案を上程いたします。

議案第41号 勝浦市監査委員条例の一部を改正する条例の制定について、議案第42号 勝浦市税条例の一部を改正する条例の制定について、議案第43号 勝浦市手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について、議案第44号 勝浦市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、議案第45号 勝浦市国民健康保険直営診療施設設置条例の一部を改正する条例の制定について、以上5件を一括議題といたします。市長から提案理由の説明を求めます。藤平市長。

〔市長 藤平輝夫君登壇〕

○市長（藤平輝夫君） ただいま議題となりました議案第41号から議案第45号までについて、提案理由の説明を申し上げます。

初めに、議案第41号 勝浦市監査委員条例の一部を改正する条例の制定についてであります。本案は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律が制定され、健全化判断比率及び資金不足比率の公表に当たっては、監査委員の審査に付し、議会へ報告する必要が定められたため、本条例について所要の改正をしようとするものであります。

次に、議案第42号 勝浦市税条例の一部を改正する条例の制定についてであります。本案は、平成20年4月30日、法律第21号をもって地方税法等の一部を改正する法律が公布され、原則として公布の日から施行されたことに伴い、本条例について所要の改正をしようとするものであります。

それでは、勝浦市税条例の一部を改正する条例の主な改正内容について申し上げます。

初めに、市民税について申し上げます。個人住民税における寄附金税制について、所得税の控除対象寄附金のうち、市が条例で定める寄附金を個人住民税の控除対象に追加するとともに、現行の所得控除方式を税額控除方式に改め、適用下限額を現行の10万円から5,000円に引き下げようとするものであります。

また、県または市に対する寄附金について、寄附金が5,000円を超える場合に、市民税所得割の1割に相当する額を限度に、所得税と合わせて全額控除しようとするものであります。

2点目は、個人住民税における上場株式等に係る譲渡所得及び配当所得に係る軽減税率について、原則として廃止するとともに、2年間の特例措置を設けようとするものであります。

また、上場株式等に係る譲渡損失と配当との間における損益通算の仕組みを導入することとし、申告による方法は平成22年度以後の個人住民税に適用し、源泉徴収選択口座内における損益通算については、平成22年1月から適用しようとするものであります。

3点目は、平成21年度から公的年金からの特別徴収制度を創設するもので、対象者は前年中に公

的年金を受けた方で、当該年度初日において国民年金法に基づく老齢基礎年金等を受けている65歳以上の方とし、特別徴収の対象税額については所得割額及び均等割額とし、徴収方法は、老齢基礎年金等が支払われる4月から翌年2月までの6回について特別徴収し、各年度の前半については前年の税額を基礎に算定した額を仮徴収しようとするものであります。

4点目は、住宅借入金等特別税額控除について、市から納付通知書が送達された後においても、やむを得ない理由があると認めるときは、税額控除を適用しようとするものであります。

5点目は、肉用牛の売却による事業所得に係る特例について、免税対象飼育牛の売却頭数が年間2,000頭を超える部分の所得について、免税対象から除外した上、適用を平成24年度まで延長しようとするものであります。

6点目は、公益法人等に対して財産を寄附した場合の譲渡所得等の非課税の特例となる法人が、寄附を受けた財産が公益目的事業の用に供されなくなった場合は、当該寄附を受けた公益法人等を個人とみなして、譲渡所得等に係る個人住民税の所得割を課そうとするものであります。

次に、固定資産税について申し上げます。固定資産税につきましては、公益法人制度改革に関し、公益社団法人、公益財団法人が設置する施設について、現行の民法第34条法人と同様の非課税措置が講じられるため、所要の改正等をしようとするものであります。

このほか、法改正等による根拠条項の移動等により、条文の整理を行おうとするものであります。

次に、議案第43号 勝浦市手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてであります。本案は、何人でも戸籍謄抄本等の請求ができるという従来の制度を見直し、個人情報保護に十分留意した制度とするため、平成19年5月11日公布の戸籍法の一部を改正する法律及び同年6月6日公布の住民基本台帳法の一部を改正する法律が、それぞれ平成20年5月1日から施行されたことにより、戸籍謄抄本等の手数料徴収条項に移動が生じたこと、また、あわせてその他諸証明について、手数料徴収条項を整備するため、本条例について所要の改正をしようとするものであります。

次に、議案第44号 勝浦市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてであります。本案は、後期高齢者医療制度の創設と地方税法の一部を改正する法律が平成20年4月30日に公布されたこと、また、国民健康保険税の算定基礎となる市民税に係る所得状況がおおむね確定したこと、並びに固定資産税の決定に伴って国民健康保険税の本算定に当たり、関係規定につきまして所要の改正を行おうとするものであります。

改正の内容について申し上げますと、国民健康保険の被保険者に係る税率については、所得割額の税率を100分の8.2から100分の5.7に、資産割額の税率を100分の40から100分の20に、被保険者均等割額を1人について3万円から2万4,700円に、世帯別平等割額を1世帯について2万7,600円から2万2,000円に改め、基礎課税額の限度額を56万円から47万円にそれぞれ引き下げ、介護納付金課税被保険者に係る税率につきましては、所得割額の税率を100分の1.6から100分の1.4に、資産割額の税率を100分の9から100分の6に、世帯別平等割額を1世帯について6,600円から5,700円にそれぞれ引き下げようとするものであります。

また、後期高齢者医療制度の創設に伴って、後期高齢者支援金分が新設されたため、課税被保険者に係る税率について、所得割額の税率を100分の1.4に、資産割額の税率を100分の5に、被保険者均等割額を1人について5,300円に、世帯別平等割額を1世帯について5,600円に、課税額の限度額を12万円に、それぞれ設定しようとするものであります。

また、このうち世帯別平等割額については、後期高齢者医療制度創設時の後期高齢者または制度

創設後に75歳に到達する者が国民健康保険の被保険者でなくなったことにより、単身世帯となる特定世帯にあつては、5年間に限り世帯別平等割額に係る税率を2分の1とする軽減措置を行おうとするものであります。

さらに、低所得者に対する7割軽減、5割軽減、2割軽減の措置につきましても、均等割額及び平等割税率の見直し及び後期高齢者支援金分の新設、並びに特定世帯の新設に伴い、所要の改正を行い、いずれも本年度の課税から適用しようとするものであります。

なお、本条例改正につきましては、去る5月20日、勝浦市国民健康保険運営協議会に諮問し、同日に妥当である旨の答申をいただいておりますことを申し添えます。

次に、議案第45号 勝浦市国民健康保険直営診療施設設置条例の一部を改正する条例の制定についてであります。本案は、勝浦市松野392番地に設置している勝浦診療所を新たに市有地である勝浦市松野448番地1に建設するため、本条例の一部を改正しようとするものであります。

以上で議案第41号から議案第45号までの提案理由の説明を終わります。

○議長（水野正美君） 次に、議案第46号 平成20年度勝浦市一般会計補正予算、議案第47号 平成20年度勝浦市国民健康保険特別会計補正予算、議案第48号 平成20年度勝浦市老人保健特別会計補正予算、以上3件を一括議題といたします。市長から提案理由の説明を求めます。藤平市長。

〔市長 藤平輝夫君登壇〕

○市長（藤平輝夫君） ただいま議題となりました議案第46号から議案第48号までの提案理由の説明を申し上げます。

初めに、平成20年度勝浦市一般会計補正予算であります。今回の補正予算は、歳入歳出予算の補正であります。歳入歳出予算におきましては、既定予算に5,390万7,000円を追加し、予算総額を67億8,490万7,000円にしようとするものであります。歳出予算のうち、総務費におきましては、財政調整基金積立金を主に5,606万3,000円を追加し、民生費におきましては、国民健康保険特別会計繰出金を主に1,158万9,000円を減額し、衛生費におきましては、上水道費145万2,000円を減額し、農林水産業費におきましては、勝浦東部漁港（川津地区）港内水質改善対策調査業務委託料を主に576万5,000円を追加し、教育費におきましては、奨学資金貸付金を主に512万円を追加しようとするものであります。

これに対する財源として、国庫支出金50万3,000円、繰入金5,679万2,000円を追加計上し、県支出金338万8,000円を減額しようとするものであります。

次に、平成20年度勝浦市国民健康保険特別会計補正予算について申し上げます。今回の補正予算は、事業勘定の歳入歳出予算の補正並びに直営診療施設勘定の歳入歳出予算の補正及び地方債の設定であり、事業勘定におきましては国民健康保険税条例の改正等に伴うもので、また、直営診療施設勘定におきましては、診療所の建設等に伴うものであります。事業勘定におきましては、既定予算から906万6,000円を減額し、予算総額を26億5,498万4,000円にしようとするものであります。

歳出予算のうち、後期高齢者支援金等におきましては1,228万8,000円を減額し、前期高齢者納付金等におきましては33万1,000円を減額し、老人保健拠出金におきましては297万8,000円を減額し、介護納付金におきましては40万3,000円を減額し、諸支出金におきましては、直営診療施設勘定繰

出金として693万4,000円を追加しようとするものであります。これに対する財源として、国民健康保険税610万9,000円、前期高齢者交付金1,446万円を追加計上し、国庫支出金8万9,000円、医療給付費等交付金167万2,000円、県支出金117万7,000円、繰入金2,669万7,000円を減額しようとするものであります。

直営診療施設勘定におきましては、既定予算に5,789万4,000円を追加し、予算総額を1億4,239万3,000円にしようとするものであります。歳出予算におきましては、引越委託料を含む総務費に49万5,000円を追加し、医業費におきましては、当初予算に計上したエックス線撮影装置等の購入に係る経費を新たに設ける施設整備費に移行するため1,075万円を減額し、施設整備費におきましては診療所建設に係る経費を主に6,814万9,000円を計上しようとするものであります。これに対する財源として、県支出金730万円、事業勘定繰入金693万4,000円、市債4,840万円を追加計上し、一般会計繰入金474万円を減額しようとするものであります。地方債におきましては、施設整備事業として限度額を4,840万円に、その他起債の方法等について定めようとするものであります。

次に、平成20年度勝浦市老人保健特別会計補正予算について申し上げます。今回の補正予算は、歳入歳出予算の補正であり、平成19年度決算に伴い、精算を行おうとするものであります。

歳入歳出予算におきましては、既定予算に5,697万円を追加し、予算総額を2億9,191万7,000円にしようとするものであります。歳出予算におきましては、諸支出金に5,697万円を追加しようとするものであります。これに対する財源として、支払基金交付金2,369万円、国庫支出金2,921万9,000円、県支出金406万1,000円を追加計上しようとするものであります。

以上で議案第46号から議案第48号までの提案理由の説明を終わります。

○議長（水野正美君） この際、担当課長から補足説明を求めます。

最初に、関財政課長。

〔財政課長 関 重夫君登壇〕

○財政課長（関 重夫君） 命によりまして、議案第46号 平成20年度勝浦市一般会計補正予算（第1号）の補足説明を申し上げます。説明は、事項別明細書により歳出から行います。

恐れ入りますが、14ページをお開き願います。まず、総務費であります。総務管理費のうち、財産管理費に5,513万9,000円を計上いたしました。

負担金補助及び交付金14万2,000円につきましては、集会施設整備費補助金で、中里区集会所の修繕費用の3分の1を補助するものであります。

積立金5,479万7,000円につきましては、財政調整基金積立金であります。なお、参考までに申し上げますと、今回の積み立てにより、財政調整基金の残高につきましては9,172万1,000円となります。

続きまして、情報管理費92万4,000円の計上につきましては、住民情報システム修正業務委託料で、平成21年5月から実施されます裁判員制度に伴い、裁判員候補予定者名簿作成のための住民情報システム修正業務委託料であります。

16ページをお開きください。民生費であります。社会福祉費のうち、国民健康保険費で1,206万9,000円の減額であります。繰出金1,206万9,000円の減額につきましては、国民健康保険特別会計

事業勘定及び直営診療施設勘定への繰出金であります。

次に、児童福祉費のうち、保育所費に48万円の計上であります。工事請負費48万円につきましては、鶴原保育所保育室へのエアコン設置工事費で、子供たちが昼寝をする部屋の移動に伴います新たな部屋への設置であります。

18ページをお開きください。衛生費であります。上水道費で145万2,000円の減額であります。負担金補助及び交付金、その下の投資及び出資金の減額につきましては、いずれも南房総広域水道企業団が水資源機構に負担している房総導水路割賦負担金が企業債の一部繰上償還により減額となったことに伴う減であります。

20ページをお開きください。農林水産業費であります。農業費のうち、農業振興費に256万5,000円を計上いたしました。

負担金補助及び交付金252万5,000円のうち、勝浦市有害獣被害防止対策事業補助金229万2,000円につきましては、松野地区ほか33カ所で実施する物理柵及び簡易電気柵の設置事業に対する補助金であります。

その下の農地・水・環境保全向上対策交付金23万3,000円につきましては、農地の草刈り、水路及び農道整備等に対する補助金で、当初予算に市野川地区、杉戸地区、原地区の3カ所分を計上いたしましたが、今回、新たに松野地区で事業を開始するため、追加計上したものであります。

続きまして、水産業費のうち、漁港管理費に320万円を計上いたしました。

委託料320万円につきましては、勝浦東部漁港（川津地区）の港内水質改善対策調査業務委託料で、川津漁港内の水質悪化を改善するための防波堤改修工法等を検討するための事前調査といたしまして、水質調査、沈殿物の調査、及び水深測量調査に係る業務委託料であります。

22ページをお開きください。教育費であります。教育総務費のうち、事務局費に468万円を計上いたしました。

貸付金468万円につきましては、奨学資金貸付金で、新規貸付申請者の増加に伴う追加計上であります。

次に、社会教育費のうち、市民会館費に14万円を計上いたしました。

報酬13万2,000円につきましては、文化会館建設に向けての基本構想や建設計画等について、市民の意見を反映させるために設置いたします（仮称）市民文化会館建設検討委員会に係る委員報酬であります。

次に、図書館費30万円の計上につきましては、図書館敷地入り口付近にあります花壇のブロック積み直し等に係る修繕料であります。

以上で歳出の説明を終わります。

続きまして、歳入に移ります。12ページをお開きください。国庫支出金であります。国庫負担金のうち、民生費国庫負担金で42万1,000円の減額であります。

社会福祉費負担金42万1,000円の減額につきましては、国民健康保険保険基盤安定負担金で、一般会計繰出金のうち、保険者支援分の2分の1であります。

次に、国庫補助金のうち、総務費国庫補助金に92万4,000円の計上であります。

戸籍住民基本台帳費補助金92万4,000円につきましては、裁判員制度に伴う既存住民基本台帳電算処理システム改修費交付金で、事業費の全額が交付されます。

県支出金であります。県負担金のうち、民生費県負担金で507万5,000円の減額であります。

社会福祉費負担金507万5,000円の減額につきましては、国民健康保険保険基盤安定負担金で、一般会計繰出金のうち、保険税軽減分が負担率4分の3、保険者支援分が負担率4分の1であります。

続きまして、県補助金のうち、衛生費県補助金で14万5,000円の減額であります。上水道費補助金14万5,000円の減額につきましては、南房総広域水道用水供給事業市町村補助金で、房総導水路割賦負担金の減額に伴う減であります。

農林水産業費県補助金に183万2,000円の計上であります。

農業費補助金183万2,000円につきましては、有害獣被害防止対策事業補助金で、補助率6分の4であります。

繰入金であります。老人保健特別会計繰入金に5,679万2,000円の計上であります。これにつきましては、平成19年度事業の精算に伴う繰り入れであります。

以上をもちまして一般会計補正予算（第1号）の補足説明を終わります。なお、給与費明細書の説明は省略させていただきます。

○議長（水野正美君） 次に、関市民課長。

〔市民課長 関 利幸君登壇〕

○市民課長（関 利幸君） 命によりまして、議案第47号 平成20年度勝浦市国民健康保険特別会計補正予算について、補足説明を申し上げます。

初めに、事業勘定について申し上げます。今回の補正予算は、地方税法等の一部改正等により行われる保険税率の改正に伴うもののほか、前期高齢者交付金、後期高齢者支援金、老人保健拠出金及び介護納付金等の支払い額の決定に伴う補正であります。

それでは、事項別明細書により歳出から申し上げます。

恐れ入りますが、36ページをお開き願います。3款後期高齢者支援金等についてであります。社会保険診療報酬支払基金から本年度の支援金等の決定通知がありましたので、支援金で1,228万6,000円、事務費拠出金で2,000円、それぞれ減額しようとするものであります。

38ページをお開き願います。4款前期高齢者納付金等につきましても、社会保険診療報酬支払基金から本年度の納付金の決定通知がありましたので、33万1,000円を減額しようとするものであります。

40ページをお開き願います。5款老人保健拠出金につきましても、社会保険診療報酬支払基金から本年度の拠出金の決定通知がありましたので、297万8,000円を減額しようとするものであります。

42ページをお開き願います。6款介護納付金であります。介護納付金につきましても、社会保険診療報酬支払基金から本年度の納付金の決定通知がありましたので、40万3,000円を減額しようとするものであります。

44ページをお開き願います。10款諸支出金につきましては、直営診療施設勘定繰出金として693万4,000円の追加計上であります。これは勝浦診療所の建設に係るもので、国から交付予定の特別調整交付金相当額を計上するものであります。

続きまして、歳入について申し上げます。

30ページをお開き願います。1款国民健康保険税であります。610万9,000円を追加計上しよう

とするものであります。これは冒頭で申し上げましたとおり、保険税率の改正等に伴うもので、本予算編成時に把握し得る所得等をもとに算定したものであります。

次に、4款国庫支出金であります。国庫負担金の療養給付費等負担金で606万8,000円を減額しようとするものであります。これは前期高齢者交付金、老人保健拠出金、後期高齢者支援金等の決定に伴うものであります。

次に、財政調整交付金につきましては、普通調整交付金で95万5,000円の減額、特別調整交付金で693万4,000円の追加計上であります。普通調整交付金につきましては、老人保健拠出金、後期高齢者支援金等の決定に伴うものであり、また、特別調整交付金につきましては、勝浦診療所建設に係るものであります。

次に、5款療養給付費等交付金で167万2,000円減額しようとするものであります。これは退職被保険者等に係る保険税収入の変更等に伴うものであります。

32ページをお開き願います。6款前期高齢者交付金1,446万円の追加計上につきましては、社会保険診療報酬支払基金からの本年度の交付金の決定通知によるものであります。

7款県支出金117万7,000円の減額につきましては、県財政調整交付金で老人保健拠出金及び後期高齢者支援金等の支払い額決定によるものであります。

次に、10款繰入金2,669万7,000円の減額であります。まず、一般会計繰入金732万9,000円の減額であります。これは保険基盤安定繰入金でありまして、平等割額の改正等とあわせ、保険税軽減の世帯及び被保険者数の見込み数に対し、当初予算額との差額を減額しようとするものであります。

次に、財政調整基金繰入金1,936万8,000円の減額であります。歳入歳出補正額の差額を基金で調整しようとするものであります。

次に、直営診療施設勘定について申し上げます。今回の補正予算は、勝浦診療所の建設等に伴うものであります。

それでは、事項別明細書により歳出から申し上げます。

恐れ入りますが、52ページをお開き願います。1款総務費であります。施設管理費の一般管理費に49万5,000円の追加計上であります。

役務費の手数料24万5,000円は、医療機器及び電話機の移設に係る手数料であります。

委託料25万円につきましては、節、説明欄記載のとおりであります。

54ページをお開き願います。2款医業費の医療用機械器具費で1,075万円の減額であります。当初予算に計上いたしましたエックス線一般撮影装置等の経費を新たに設ける施設整備費への移行に伴う減額であります。

56ページをお開き願います。新たに設ける3款施設整備費に6,814万9,000円の計上であります。

役務費の手数料4万9,000円につきましては、勝浦診療所建設に係る建築物確認申請手数料等であります。

委託料160万円につきましては、節、説明欄記載のとおりであります。

工事請負費5,375万円につきましては、外構工事費を含めた勝浦診療所建設に係る経費5,300万円と、車庫建設に係る経費75万円であります。

備品購入費につきましては、医業費からの移行分1,075万円と診察台等購入に係る経費200万円であります。

続きまして、歳入について申し上げます。

本日の会議に付した事件

1. 諸般の報告
1. 市長の行政報告
1. 会期の決定
1. 会議録署名議員の指名
1. 議案第41号～議案第48号の上程・説明
1. 休会の件